

# 大学入試のあり方に関する検討会議（第9回）提出資料

～吃音のある人への合理的配慮について～



NPO法人 全国言友会連絡協議会  
理事長 齊藤圭祐

# 吃音とは？

吃音（きつおん）とは、自分の思うようにスムーズに話せないことで捉え難い。そして、スムーズに話せないことを本人や周囲がネガティブに捉える可能性があります。コミュニケーション行動に困難が生じてしまう。

「吃（ども）る」は、一般的には「おこがれ」お他のおはよう「のよなう」の「繰り返す」が引き伸ばし、音が伸びたり、顔面や手足に緊張が見られる。また、「引き伸ばし」は、顔面や手足に緊張が見られる。また、「引き伸ばし」は、顔面や手足に緊張が見られる。

吃音の原因や発生メカニズムについては、これまで多く研究が行なわれ、原因は未だに明らかでない。治療法は、心理療法や言語療法など、全体的なアプローチが有効とされている。しかし、完全な治癒は難しいとされている。

# 吃音のある人への合理的配慮の必要性

障害者差別解消法では「**不当な差別的取り扱い**」が禁止され、「**合理的配慮の提供**」が義務とされている。

大学入学共通テストの英語科目において、「話す」ことに十分な「**合理的配慮の提供**」がされないまま、「話す」ことがスムーズでないことにより、英語の能力が低いと判定されてしまったら、これは「**不当な差別的取り扱い**」に他ならない。（＝障害者差別禁止法に明らかに反している）

さらに、現在、大学進学率は6割に及ぶことから、子ども達が希望する進路を選択できず、子ども達の未来にも大きく影響することにもなりかねない。

⇒現行の大学入試制度では「合理的配慮の提供」は確保できるのか？

# 「合理的配慮の提供」の確保に向けて

障害者差別解消法において「合理的配慮の提供」は、  
国や地方自治体など行政機関では「法的義務」とされており、  
民間企業では「努力義務」とされている。

★そのため、私たちは大学入学共通テストに、合理的配慮の提供が十分に  
確認できない民間試験を参加させている責任を文科省に問うことを選択し、  
2019年3月に文科省に声明を提出している。

国公立大学では「法的義務」とされており、  
私立大学では「努力義務」とされている。

民間企業（特に、英語試験実施企業および私立大学）においても、  
「努力義務」ではなく「法的義務」にしなければ、障害者への「合理的配  
慮の提供」は確保できないのではないか。

## 吃音のある人への合理的配慮の具体案

- ①発話時間の延長（タブレットの電子機器であれば、過重な負担とはならないだろう）
- ②発話試験の免除（他3技能の中で平均し4捨5入する等）
- ③タブレット以外の形式での実施（吃音は電話など非対面場面で症状が出やすくなるので）
- ④総合的な評価における「話す」の部分の重みづけの変更
- ⑤非流暢性を加味した上での評価

※上記について医師の診断書があれば可能となるようにすること。

## 私たちの基本的な主張

吃音のある子ども達が、入試・進学、その後の就職に不利にならないような体制作りをしてほしい。

私たち（障害のある人）を抜きに、ルールを決めないでほしい。

吃音があっても、豊かに生きられる社会の実現を。